

小美玉市新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

小美玉市新型コロナウイルス感染症対策本部

国・県が策定したガイドラインを基に、小美玉市役所内共通のガイドラインを策定しました。各所管においては、事業（会議・イベント等）や業務を行うにあたり、本ガイドラインに基づく、施設の規模や形状にあった新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。（※詳細については下記業種別ガイドラインを参照）

1. 基本的対策

- (1) 身体的距離の確保
 - ・人との会話では、2メートル以上（最低1メートル）を確保する
 - また、座席の配置や利用設備等の配置も同様にスペースを確保する
- (2) 共用部分の衛生管理・換気の徹底
 - ・ドアノブ、カウンター、電話機、利用設備等の次亜塩素酸水等による除菌（参考資料：2）
 - ・手指消毒用アルコールの設置、ごみ廃棄時の衛生管理
 - ・施設入口、各フロアのドアや窓等 2方向以上を開け 30分に1回以上数分間換気

2. 保健衛生対策

- (1) 市民の健康管理
 - ・来客等に対し、マスク着用・手指消毒を促し、必要に応じて入場時の体調チェック（15分以上滞在する場合、来客者の体温測定や体調確認を行う）
 - ・イラストを掲示し、身体的距離の保持及び市の対応等を周知する（参考資料：3）
- (2) 職員の健康管理
 - ・体調管理の徹底（朝夕の体温測定、マスク着用、手洗い、うがい）
 - ・窓口対応、接客後は消毒用アルコール液で手指消毒を行う
 - ・勤務中に体調が悪くなった職員は、直ちに帰宅させ自宅待機（参考資料：1）
 - ・外勤、出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所などを記録（プライベートも）

3. 会議、イベントにあわせた対策

- ・施設への入場前や施設利用中において、周囲の人との身体的距離を保つよう表示・周知
- ・混雑が予想される時期、事業における入場制限等の検討（室内の収容率50%以内）
- ・近距離や対面に座らないように工夫する
- ・対面する場所には、飛沫防止策を講じる（アクリル板・ビニールカーテン・フェイスシールド等）
- ・施設利用者に係る感染状況等の把握（利用者名簿の記入、接触確認アプリ等の活用）

参考：業種別ガイドラインについて

【茨城県】新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていただきたい取組（ガイドライン）

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/shogyo/2020korona/guideline.html>

【内閣府】業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧

https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200514.pdf